

2022年8月18日

お客さま各位

東京都豊島区西池袋一丁目4番10号  
株式会社エコログ

### 電気供給約款改定のお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、表題の件に関しまして、当社は2022年12月1日付にて、お客さまにご利用いただいております電力サービスについて定める電気供給約款の内容を変更させていただきます。当該約款の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容を下記のとおりご案内申し上げます。

また、従前お送りしておりました2022年9月1日付および2022年10月15日付の約款改定に関する各お知らせに関しまして、一部に誤記載がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本書にて訂正内容をお知らせいたします。

当社は今後とも、より一層お客様満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

#### 【改定日】

2022年12月1日付

※改定後の電気供給約款の定めのうち、お客様の料金に関係するものは、2022年12月の検針日以降の期間において使用される電気について適用いたします。当該検針日の前日までの期間において使用される電気の料金については、改定前の旧電気供給約款の定めに従うものとします。

#### 【改定内容の概要】

昨今の卸電力市場における電力取引価格の変動を電気料金に適切に反映し、電力を安定的に供給することを目的として、調達調整費の内容の一部を変更いたします。

内容についてご不明点などがございましたら、以下のお問い合わせ先（カスタマセンター）までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

カスタマセンター

■メールフォームでのお問い合わせ

<https://otokudenki.eco-log.co.jp/contact/>

■お電話でのお問い合わせ

0570-666-965 10:00～18:00（日祝除く）

## 【変更の内容】

調達調整費制度は、各契約種別における料金につき、以下(1)に定義する調達単価に応じて、以下(2)に定めるとおり算定する調達調整費の還元または追加請求を行うものです。

この調達調整費に関し、2022年12月の検針日以降の期間において使用される電気の料金に適用するものについて、以下の内容変更を行います。

- ① 調達単価の定義の変更
- ② 還元基準値および追加請求基準値の変更
- ③ 各基準値の見直しに関する規定の更新（見直し時期を年1回から年4回に増加）

※内容変更箇所には以下にて下線を付しております。

### (1) 調達単価の定義ならびに還元基準値および追加請求基準値の設定

調達単価	還元基準値 ※	追加請求基準値 ※
一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(東京)の平均値（以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。）に、 <u>1.2</u> （以下「調達単価係数」といいます。）を乗じた数値	当月の調達単価が <u>9.90 円</u> (税込)を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。	当月の調達単価が <u>15.40 円</u> (税込)を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

※ 調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の改定：

当社は、毎年1月、4月、7月および10月の1日時点において、調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値により算定する調達調整費の適用を開始するものといたします。

### (2) 調達調整費の算定

調達調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、調達調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、N月1日からN月末日までの期間に係るJEPX エリアプライス平均値に基づき算定した調達単価によって算定するものとします。

※改定後の電気供給約款に関しましては、以下のWEBページにてご確認くださいませ。

<https://otokudenki.eco-log.co.jp/pdfs/>

**【従前のご案内の訂正】**

①2022年9月1日付の電気供給約款の改定に関するご案内の訂正

燃料費調整制度における、燃料費調整単価の単位に関する規定の記載に誤りがありましたので訂正いたします。

訂正前	訂正後
なお、燃料費調整単価の単位は、0.01円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。	なお、燃料費調整単価の単位は、0.01円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

②2022年10月15日付の電気供給約款の改定に関するご案内の訂正

調達単価の定義の記載に誤りがありましたので訂正いたします。

訂正前	訂正後
一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、(3)に定める各3ヶ月の期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均値(以下「JEPX エリアプライス3ヶ月平均値」といいます。)	一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(東京)の平均値(以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。)

以上